

議案第44号

茨城県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により茨城県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年市町村指令第23号）を別紙のとおり変更することについて、同法第291条の11の規定により議会の議決を求める。

令和6年6月4日提出

取手市長 中 村 修

提案理由

次に掲げる理由により、本規約を変更するため、議会の議決を求めるものです。

- (1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行により現行の被保険者証が発行されなくなることに伴い、用語の整理を行うため。
- (2) 関係市町村の共通経費負担金の算定に用いる人口及び高齢者人口の算定基準日を前年度の「3月31日」から「1月1日」に変更するため。
- (3) 兼職の禁止に係る規定を整理し、不要な条項を削除するため。

茨城県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

茨城県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年市町村指令第23号）の一部を次のように変更する。

次の表の変更前の欄に掲げる規定を同表の変更後の欄に掲げる規定に下線で示すように変更する。

変更後	変更前
<p>（執行機関の組織）</p> <p>第11条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>別表第1（第4条関係）</p> <p>1（略）</p> <p>2 <u>資格確認書等の引渡し</u></p> <p>3 <u>資格確認書等の返還の受付</u></p> <p>4から6まで（略）</p> <p>別表第2（第18条関係）</p> <p>表（略）</p> <p>備考</p> <p>1 人口割の算定は、前年度の<u>1月1日</u>現在の住民基本台帳に基づく人口による。</p> <p>2 高齢者人口割の算定は、前年度の<u>1月1日</u>現在の住民基本台帳に基づく満75歳以上の人口による。</p>	<p>（執行機関の組織）</p> <p>第11条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 <u>広域連合長及び副広域連合長は、広域連合議員と兼ねることができない。</u></p> <p>別表第1（第4条関係）</p> <p>1（略）</p> <p>2 <u>被保険者証及び資格証明書の引渡し</u></p> <p>3 <u>被保険者証及び資格証明書の返還の受付</u></p> <p>4から6まで（略）</p> <p>別表第2（第18条関係）</p> <p>表（略）</p> <p>備考</p> <p>1 人口割の算定は、前年度の<u>3月31日</u>現在の住民基本台帳に基づく人口による。</p> <p>2 高齢者人口割の算定は、前年度の<u>3月31日</u>現在の住民基本台帳に基づく満75歳以上の人口による。</p>

付 則

（施行期日）

- この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定による茨城県知事の許可のあった日から施行する。ただし、この規約による変更後の別表第1の規定は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

- この規約による変更後の別表第2備考の規定は、令和7年度以後の関係市町村の負担金について適用し、令和6年度以前の関係市町村の負担金については、なお従前の例による。